

王子グループ腐敗防止宣言

1. 基本的な考え方

当社および王子グループの各社（国内、海外を含む。以下、総称して「王子グループ」といいます）は、グローバルに事業を展開する製造業者として、公正・誠実・透明な事業活動を行うことが、持続的な企業価値の向上および社会からの信頼の基盤であると認識しています。

王子グループは、国内外を問わず、直接または間接を問わず、贈収賄、汚職、横領、利益供与、不適切な接待・贈答その他一切の腐敗行為を容認しません。

また、王子グループは、腐敗行為が強制労働、児童労働、差別、不当な労働慣行等を含む人権侵害を助長・拡大し、また、させる要因となり得ることを認識し、腐敗防止と人権尊重は相互に密接に関連する重要な経営課題であると考えています。

そして、この認識のもと、王子グループは、人権方針および人権デューデリジェンスの枠組みと整合させながら、腐敗防止の取り組みを推進します。

本宣言は、グループ贈賄・腐敗行為防止に関する関連規程（便益の提供／收受）およびガイドラインにより具体化され、王子グループの役職員（取締役、監査役、その他役員、顧問、相談役、および、従業員（嘱託、パート、アルバイト、出向者、派遣社員等を含む））はこれらを遵守します。

また、サプライヤーには「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」等に基づき、腐敗防止を含む要請事項の理解と実践を求めます。

2. 適用範囲

本宣言は、すべての王子グループの役職員に適用されます。

また、王子グループは、王子グループのサプライヤー、代理店、エージェント、委託先、その他のビジネスパートナー（以下、総称して「ビジネスパートナー」といいます）に対しても、本宣言の趣旨への理解と協力を求めます。

3. 法令遵守および国際規範の尊重

王子グループは、各国の適用法令を遵守するとともに、国連腐敗防止条約（UNCAC）、OECD 外国公務員贈賄防止条約、OECD 多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクト 10 原則等、国際的に権威ある文書を支持し、尊重いたします。

王子グループは、いかなる場合においても、現地の商慣習、取引慣行、または競争上の圧力を理由として、不正行為や人権侵害を正当化することはありません。

4. 禁止行為

王子グループは、以下の行為を直接または間接に行うことを禁止します（詳細はグループ贈賄・腐敗行為防止に関する関連規程（便益の提供／收受）を参照ください）。

- ・公務員およびこれに準ずる者に対する不正な金銭・利益の供与、約束またはその申出
- ・民間取引における不正な利益供与、キックバック、過剰な接待・贈答の提供、約束またはその申出
- ・第三者に対する不正な便益の要求、便益收受の約束、および便益の收受
- ・ビジネスパートナー等の第三者を通じた間接的な贈収賄
- ・腐敗行為や人権侵害を隠蔽するための虚偽記録、不正な会計処理

これらの禁止行為は、現地の商慣習、取引慣行、または競争上の圧力のいかににかかわらず許容されません。

5. 王子グループの海外各社およびサプライチェーンにおける取り組み（デューデリジェンス）

王子グループは、王子グループの海外各社およびグループ全体のサプライチェーンにおける腐敗リスクおよび人権侵害リスクを統合的に把握・管理するため、腐敗リスクおよび人権侵害リスクの程度に応じたデューデリジェンスを実施します。

具体的には、事業を行う国・地域、取引内容、取引先の属性等を踏まえてリスクを評価し、そのリスクの高低に応じて、調査の範囲・深度・承認プロセス等を段階的に設定したうえで継続的に調査を実施します。また、必要に応じて、契約書への腐敗防止および人権尊重に関する条項の明記、教育・研修の実施、是正措置の実施等を通じて、グループおよびサプライチェーン全体における責任ある事業運営を推進します。

6. ビジネスパートナーの選定およびモニタリング

王子グループは、ビジネスパートナーに対して、本宣言の趣旨への理解と協力を求めます。

具体的には、ビジネスパートナーの選定に当たって十分な調査を実施するとともに、リスクの程度に応じて、契約書への腐敗防止および人権尊重に関する条項の明記等の措置を行い、取引開始後もビジネスパートナーを通じた間接的な贈収賄が生じていないかについてモニタリングします。

7. 通報および是正

王子グループは、すべての役員および従業員（パート・アルバイト、派遣社員を含む）に対して、腐敗行為または人権侵害、もしくはその疑いを認識した場合には、速やかに王子グループの内部通報制度であるコンプライアンスホットラインの通報窓口、または下記の社外の通報窓口（対話救済プラットフォーム）を通じて報告することを求めます。

王子グループは、ビジネスパートナーを含むすべてのステークホルダーが、腐敗行為または人権侵害の観点から悪影響を受け、またはその可能性がある合理的な根拠をもって信じる事情がある場合に利用可能な社外の通報窓口（一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構が運営する対話救済プラットフォーム）を利用します。

王子グループは、利用しやすく秘匿性が確保され、法令で認められている場合に匿名での通報も可能とする通報窓口を整備しています。あわせて、通報者に対するいかなる形の報復行為も厳格に禁止し、適切な調査および是正措置を行います。

8. 教育・研修および周知

王子グループは、腐敗防止および人権尊重の実効性を確保するため、役職員に対して、定期的な教育・研修および周知活動を実施します。

教育・研修においては、事業内容や職務に応じてリスク評価を行い、贈収賄リスクや人権侵害リスクが高い場面を想定した内容を取り上げ、実務に即した理解の浸透を図ります。

また、本宣言は、王子グループの主要なビジネスパートナーに対しても適切な方法で周知します。

9. 監視・監査および違反時の対応

王子グループは、適切な財務会計手続および記録保管体制を整備するとともに、本宣言の遵守状況について、内部監査その他のモニタリングを通じて定期的に確認します。

王子グループの腐敗防止体制の有効性については、取締役会が監督します。本宣言に違反する行為、またはその疑いが確認された場合には、速やかに事実関係を調査し、是正措置および再発防止策を講じます。

本宣言の違反が認められた場合には、社内規程に基づき厳正に対処するとともに、ビジネスパートナーにおいて違反が認められた場合には、是正要請、取引条件の見直し、または取引停止等の措置を講じることがあります。

10. 推進体制および役割

王子グループは、腐敗防止および人権尊重の取り組みを推進するため、取締役会の監督のもと、各種内部規程の制定、担当部署および会議体の設置その他適切な社内体制を整備します。

本宣言の運用状況および検出された重要なリスクについては、定期的におよび必要に応じて経営層に報告され、また、その重要性に応じて、取締役会に対しても報告されます。取締役会が、これらの報告を通じて経営層の取組状況を監督し、必要に応じて是正や指示を行うことにより、組織的な監督および意思決定が行われる体制を構築します。

また、王子グループの各社においても、本宣言に基づく役割と責任を明確にします。

11. 対話および情報開示

王子グループは、腐敗防止および人権尊重の取り組みを推進するため、必要に応じて、ビジネスパートナーその他の関連するステークホルダーとの対話・協議を行います。

また、腐敗防止に関する対応について、当社ウェブサイト、統合報告書、有価証券報告書等を通じて適切に開示・報告してまいります。

12. 宣言の見直し

王子グループは、事業環境、法令・国際規範の動向、ならびに腐敗リスクおよび人権侵害リスクの変化を踏まえ、本宣言を定期的に見直し、必要に応じて改定します。

本宣言は、当社の取締役会の承認を得ており、CEO により署名されています。

王子ホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 CEO
磯野 裕之

制定：2026年5月15日